牧之原市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、地震発生時における住宅の倒壊等による人的被害を防止するため、住宅内に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「耐震シェルター」とは、住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保することができると市長が認めたものをいう。

（補助の対象及び補助額）

第３条　補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者が補助の対象となる住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾書を併せて提出しなければならない。

(１)　耐震診断報告書の写し

(２)　見積書の写し

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(１)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認

を受けなければならない。

ア　補助事業費の20パーセントを超える変更又は補助金の増額をしようとする場合

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(２)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。

(３)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並び

にこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管

しなければならない。

(４)　その他市長が必要と認める条件

（変更の承認申請）

第７条　申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第３号）に見積書の写し、その他補助対象経費の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（変更の承認）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは変更承認書（様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助対象者は事業が完了したときは、実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　提出書類

ア　領収書の写し

イ　設置完了後の写真

(２)　提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定

のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

　（交付の確定）

第10条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付確定通知書（様式第６号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　補助金の交付確定を受けた者は、交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書（様式７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、平成28年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助の対象 | 補助対象経費 | 補助額 |
| （住宅）  昭和56年５月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断における評点が1.0未満であると判定された住宅  （対象者）  本市の住民基本台帳に記録され、対象となる住宅の所有者又はその住宅に居住する者 | 耐震シェルターの設置に要する経費のうち、耐震シェルターの購入費、設置費（設置のための床下工事を含む。）及び運搬費とする。 | 補助対象経費の２分の１以内（1,000円未満端数切捨て）、250,000円を限度とする。ただし、平成28年度から平成30年度については、補助対象経費の４分の３以内（1,000円未満端数切捨て）、250,000円を限度とする。 |